

## 鴻巣市婚活こうのす実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、結婚を希望する男女に対し、出会いの場及び交際に至るまでの支援を提供する事業を実施することにより、婚姻の成立を促進し、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚活こうのす 市が結婚を希望する者に対しマッチングシステムを活用し、実施する事業をいう。
- (2) マッチングシステム 結婚を希望する独身男女の情報をデータベースに登録し、条件の合う男女を検索するために市が設置及び運用するシステムをいう。
- (3) 登録者 マッチングシステムに登録された個人をいう。
- (4) 協力店等 婚活こうのすの趣旨に賛同し、婚活こうのすの各事業に協力する店舗、事業者及び施設をいう。

### (事業の内容)

第3条 婚活こうのすの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) マッチングシステムの構築及び運営並びに登録情報の管理
- (2) 婚活イベント、セミナー等の開催及び情報の提供

### (対象者)

第4条 登録の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳以上であり、男性にあっては、市内在住者、市内在勤者、市内に居住したことのある者その他市長が適当と認める者であること。
- (2) 登録日において婚姻関係にある者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚姻の予約者でないこと。

- (3) 登録申込書等の提出書類に虚偽の記載がないこと。
- (4) 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 過去に第12条に規定する登録の取消しを受けていないこと。

（登録申込み）

第5条 登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真2枚（全身及び上半身をアップにして撮影したもの）
- (2) 身分証明書（運転免許証・健康保険証等）の写し。ただし、電子申請による場合は、省略することができる。

（登録料）

第6条 登録を希望する者は、事業に要する費用として5,000円を負担するものとし、市長が指定する振込用紙により納入しなければならない。

2 既納の登録料は、返還しない。

（登録）

第7条 市長は、前条第1項の登録料の入金を確認したときは、マッチングシステムへの登録を行い、登録決定通知書（様式第2号）により当該登録者に通知するものとする。

2 登録期間は、登録日が登録日を含む月の1日から20日までの間にあっては翌月から24か月とし、登録日を含む月の21日から末日までの間にあっては翌々月から24か月とする。

（登録内容の変更）

第8条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出るものとする。市長は届出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、登録内容の変更を行う。

（登録の更新）

第9条 登録期間の満了後に登録の更新を希望する登録者は、その旨を市長に申し出るものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(遵守事項)

第10条 登録者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に違反する行為を行わないこと。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (3) 登録期間中、登録期間終了後にかかわらず、ストーカー行為等不適切な行為を行わないこと。
- (4) 登録時及び登録変更時に虚偽の申告をしないこと。
- (5) 婚活こうのすの運営を妨害する行為を行わないこと。
- (6) 婚活こうのす参加時に政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を行わないこと。
- (7) 登録期間中、登録期間終了後にかかわらず、婚活こうのすへの参加により知り得た他の登録者の情報を第三者に漏らさないこと。
- (8) 他の登録者、協力店等に対し迷惑となる行為を行わないこと。
- (9) 正当な理由のある場合を除き、市長が行う調査等に協力すること。

(登録の削除)

第11条 市長は、登録期間から2年を経過した者及び登録期間満了の前に登録削除届（様式第3号）の提出があった者の登録を削除するものとする。

(登録の取消し)

第12条 登録者が第10条の規定に違反したとき又は倫理・マナーに違反する行為等が認められる等市長が不適切と認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消したときは、取消通知書（様式第4号）により登録者に通知するものとする。

(協力店等の義務)

第13条 協力店等は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 婚活こうのすの趣旨を理解し、登録者、各企画の参加者、他の協力店等に対し迷惑となる行為を行わないこと。
- (2) 婚活こうのすに関して入手した個人情報等についての情報の保持及

び二次利用を行わないこと。ただし、登録者及び各企画の参加者からの同意に基づく場合は、この限りでない。

(3) 市長が行う調査等に協力すること。

(免責事項)

第14条 本事業を活用することによる交際及び結婚は、登録者が本人同士の責任において決定するものであり、市は一切の責任を負わない。

2 本事業の実施に起因して生じた登録者間の紛争並びに第三者との紛争、事故及び被害について、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 登録者又は協力店等がこの告示に違反した行為又は不正若しくは違法な行為によって市に損害を与えた場合は、市長は、当該登録者又は協力店等に対し相応の損害賠償の請求を行うことができる。

(事務局)

第16条 婚活こうのすを実施するため、総務部やさしさ支援課に事務局を設置する。

2 事務局の名称は、婚活こうのす事務局とする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。